

ひょうご介護サービス情報公表活用制度の調査等の結果

1 調査等の実施機関

名 称	特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター
所 在 地	兵庫県芦屋市宮塚町13-8-302号
実 施 日	平成26年 2月 14日

2 介護サービス事業所情報

(1) 事業所概要

事業者名	社会福祉法人 千鳥会
事業所名称	ほほえみ居宅介護支援事業所
種 別	居宅介護支援 予防居宅介護支援
指定年月日	2012年2月1日
管理者氏名	丹野 朱実
所 在 地	兵庫県淡路市久留麻28番地41
電 話 番 号	0799-74-3330
F A X 番 号	0799-74-3331
ホームページURL	http://www.chidorikai.or.jp

3 アセスメント結果

総評

- ・全体として、適切、丁寧な業務が遂行されています。
- ・施設内連携・協力は良好で情報共有が徹底されており、1人体制の弊害を最小にすべく、サポート体制が取られています。
- ・近く開催予定の法人内の居宅介護支援部門会議が、介護支援専門員の資質向上、研修、自己研鑽の機会としても活用されることを期待します。
- ・施設全体として、「福祉の相談日」「ふれあい喫茶」「寄り合い」やボランティアの組織、広報等に、主導的に取り組んでおり、地域密着型施設の機能を広げ、豊かなものにする一翼を担っています。開業2年、1人体制の中で、総合的な取り組みをされていることは特筆されます。

事業者のコメント

この度のアセスメントでご指導いただいた部分については、取組めるところから始めていき、居宅介護支援事業所のケアマネとして技術の向上を目指し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援をさせていただくとともに、今後も地域の方との繋がりを大切に、業務に取り組んでいく所存です。

ありがとうございました。

4. 具体的な事業所の取り組み

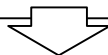
【大項目】 介護サービスの内容に関する事項


中項目 1

介護サービスの提供開始時における利用者に対する説明及び契約等にあたり、利用者の権利擁護等のために講じている措置

<事業所での具体的な取り組みの状況>

- ・介護保険制度のパンフレットや介護サービス事業所のリーフレット等、説明用の資料が整理され、更新もできています。
- ・アセスメント、サービス計画の作成、モニタリング等一連の業務を、利用者や家族の意向を尊重し進められています。



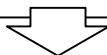
 契約書、重要事項や個人情報取扱を記した文書に記名の際、本人氏名及び代筆者等氏名の記入場所について、ルールの再確認をすると良いでしょう。

中項目 2

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・施設全体で各種マニュアルが整備されています。



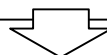
 居宅介護支援の視点から、これをより充実させる立場で、補足作成することを期待します。


中項目 3

相談、苦情等の対応のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・相談を真摯に受け止め、自事業所だけでなく在宅部門とともに対応して、解決すべく努力されています。
- ・アクシデント、インシデント、相談苦情の書式がひとつにまとめられています。



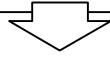
 事故および苦情相談の対応書式が同じものとなっていますが、事故の予防を念頭においたヒヤリハットの書類を作ることをお勧めします。

中項目 4

介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・モニタリングを欠かさず行っており、その結果、適宜のサービス計画の見直しが出来ています。



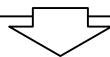
定期的な評価を行うことが、達成状況や改善への提案につながります。

中項目 5

介護サービスの質の確保、透明性の確保のために実施している外部の者等との連携

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・施設内のサービス事業所とは、特に、緊密な連絡・連携が出来ています。
- ・サービス事業所からの月次報告は、内容を確認して支援に生かされています。
- ・サービス担当者会議の開催、サービス担当者に対する照会は適切に行なわれています。



サービス担当者会議に出席できない担当医に対しては、サービス計画書をお渡しし、支援の内容を知ってもらえるよう努めてはいかがでしょうか。医療機関が定めているケアマネタイム等の活用も、有効と思われます。

【大項目】 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

中項目 6
適切な事業運営の確保のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・施設全体で、職員が守るべき倫理を、共通の「職員心得」として定めています。
- ・事業計画、予算、財務状況が開示されており、居宅介護支援事業所として事業計画の作成、評価を行っています。
- ・居宅介護支援業務の自己評価を定期的に行っています。
- ・地域支援、資源開発を目指した企画等を提案できる仕組みがあり、事業所予算とは別の財源が確保されています。
- ・「福祉の相談日」では、地域住民のニーズに応え、かつ地域密着型の施設機能を高めるための取り組みを支援しています。



居宅介護支援事業所の倫理としては、介護支援専門員の「人権の尊重」「主体性の尊重」をはじめとした基本倫理を明確にできるものを、独自に明文化することを期待します。

中項目 7
事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・施設における位置づけは明確で、在宅部門の管理者によるサポート体制があります。
- ・法人内の他の居宅介護支援事業所と会する機会が予定されています。



法人の他の介護支援専門員と一緒に学び、連携する機会を持つことは有意義だと思います。

中項目 8
安全管理及び衛生管理のために講じている措置

<事業所の具体的な取り組みの状況>

- ・組織体制、権限、業務分担、協力体制等がマニュアルに記載されています。



災害時対応や病欠時の支援等、必要時に機能する内容になっているか、点検が必要ではないでしょうか。

中項目 9

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

< 事業所の具体的な取り組みの状況 >

- ・ 個人情報の利用目的を明確にした文書が、面談室の入口付近に掲示されています。
- ・ サービス事業所に文書で情報提供する際の配慮や、提供の記録が適切に行われています。



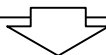
書面を読み取ることが難しいので、拡大コピーするか、面談室内に備え付けるかの工夫が必要です

中項目 10

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

< 事業所の具体的な取り組みの状況 >

- ・ 多忙な業務の中でも、積極的に研修の機会をつくり、主任介護支援専門員研修も修了されています。
- ・ 法人として、施設全体の研修計画があります。
- ・ 1人体制の中で、事業所の立ち上げをされています。



介護支援専門員として系統的に学ぶことを意識し、独自の研修計画も作成されることを期待します。今後、新任者を迎える時のことを意識し、自分がこの間に経験したことをまとめて、介護支援専門員新任者必携マニュアルを作成することをお勧めします。